



山形県公報

平成26年12月5日(金)
第2603号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康長寿推進課) ……1283

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……1284
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……1285
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………(同) ……1286
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1287
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……1291
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……1295
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 指定管理者の指定……………1296

### 公 告

- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……同

### 正 誤

## 規 則

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第64号

#### 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第16条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示****山形県告示第998号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地          | 指定年月日      |
|-----------|---------------------|------------|
| ふなやま歯科医院  | 東置賜郡川西町大字上小松1078番地1 | 平成26. 7. 1 |
| ほんちょうアイ薬局 | 山形市本町一丁目5番10号       | 同 8. 1     |

**山形県告示第999号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
成島園診療所  
米沢市広幡町成島字窪平山2120番地5
- 届出の内容

| 指定医療機関の所在地           |                     | 変更年月日        |
|----------------------|---------------------|--------------|
| 変更前                  | 変更後                 |              |
| 米沢市広幡町成島字窪平山2107番地48 | 米沢市広幡町成島字窪平山2120番地5 | 平成24. 11. 20 |

**山形県告示第1000号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地         | 廃止年月日       |
|-----------|--------------------|-------------|
| 船山歯科医院    | 東置賜郡川西町大字上小松3134番地 | 平成26. 6. 30 |

## 山形県告示第1001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称           | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関の所在地          | 指定年月日      |
|---------------------|------------------------------|---------------------|------------|
| 指定短期入所生活介護事業所 第二仁風荘 | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所<br>生活介護 | 北村山郡大石田町大字大石田甲574番地 | 平成26. 9. 5 |

## 山形県告示第1002号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ライフサポートセンターめだか  
山形市嶋南二丁目2番7号
- 届出の内容

| 指定介護機関の所在地                     |              | 変更年月日      |
|--------------------------------|--------------|------------|
| 変更前                            | 変更後          |            |
| 山形市双葉町一丁目4番5号 シャトー<br>レタナカ103号 | 山形市嶋南二丁目2番7号 | 平成24. 3. 8 |

## 山形県告示第1003号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施術所の名称    | 施術所の所在地        | 指定年月日      |
|-----------|-----------|----------------|------------|
| 原 田 和 幸   | 桜 田 接 骨 院 | 山形市蔵王成沢289番地53 | 平成26. 7. 1 |

|         |            |                   |        |
|---------|------------|-------------------|--------|
| 佐 藤 規 雄 | ひまわり接骨院    | 鶴岡市美原町5番53号       | 同      |
| 佐 藤 敏   | ほねつぎ 名倉堂   | 寒河江市大字八鍬714番地14   | 同      |
| 崎 村 昌 孔 | 崎 村 接 骨 院  | 西村山郡大江町大字藤田713番地1 | 同      |
| 工 藤 洋 一 | 春洋堂鍼灸接骨院   | 尾花沢市榊町三丁目6番34号    | 同 9. 1 |
| 鈴 木 努   | 鈴木接骨院・はり灸院 | 尾花沢市横町二丁目1番32号    | 同      |

## 山形県告示第1004号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 施 術 機 関 の 名 称 | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 桜 田 接 骨 院         | 山形市蔵王成沢289番地53      | 平成26. 7. 1 |
| ひ ま わ り 接 骨 院     | 鶴岡市美原町5番53号         | 同          |
| ほ ね つ ぎ 名 倉 堂     | 寒河江市大字八鍬714番地14     | 同          |
| 崎 村 接 骨 院         | 西村山郡大江町大字藤田713番地1   | 同          |

## 山形県告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年12月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|------------------------------------------|------|--------------------|--------|
| 最上郡真室川町大字川ノ内字下夕川原2250番2から<br>同 2252番17まで | 旧    | 19.0メートル<br>} 12.0 | 90メートル |
| 同 上                                      | 新    | 39.0メートル<br>} 12.0 | 同 上    |

## 山形県告示第1006号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年12月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字川ノ内字下夕川原2250番2から  
同 2252番17まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月5日

## 山形県告示第1007号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 湯田川1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 湯田川2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 山口沢-1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 蔵王前         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 蔵王1         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 蔵王2         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上清水沢1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 向山          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 藤倉          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 堰口1         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 堰口2         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 落合3         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 落合4         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 朝日峠入口       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 水上沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| オンゾ         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 宮の前     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 下とど沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 西山－1    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 西山－2    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 西山－3    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 東目小松沢－1 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 東目小松沢－2 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 河倉      | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 蟹沢      | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 暮坪4     | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 暮坪5     | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 紅葉岡     | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 峠の山     | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 宮の前2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町沢田－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町沢田－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田－1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田－2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田－3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山前1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山前2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山前3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山前4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 湯元     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬戸ノ沢   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 藤沢西側   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入5-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入5-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯元3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬戸ノ沢2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入6   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬戸ノ沢3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 黄金     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂2-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂2-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂2-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂2-4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 猪畑     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水3-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 上清水 3 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水 4     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水 5     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水 6     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 草見        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 妻ノ神       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瓜沢        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石川原       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口 1 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口 1 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口 2 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口 2 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口 2 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢引 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢引 1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢引 3      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口 1 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口 1 - 4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小松沢 - 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小松沢 - 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小松沢 - 3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下川 1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| マル山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 善宝寺裏      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |



|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 善宝寺1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 善宝寺2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢前1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢前1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢前2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢前3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢前4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大山1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大山2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古峰山    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三十刈山   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 峠ノ山    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第1008号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 湯田川1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山口沢-1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 蔵王1           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 蔵王2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 向山    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 堰口1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 落合4   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 朝日峠入口 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| オンゾ   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 宮の前   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 宮の前2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町沢田-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町沢田-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山前1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山前2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山前3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山前4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯元    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬戸ノ沢  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 藤沢西側  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 万年入5-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入5-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯元3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬戸ノ沢2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 万年入6   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬戸ノ沢3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 黄金     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂2-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂2-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂2-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂2-4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 猪畑     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水3-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水3-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上清水6   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 草見     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 妻ノ神    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 石川原    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口1-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口1-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口2-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口2-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢引2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 矢引1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口1-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堰口1-4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小松沢-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小松沢-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小松沢-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下川1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| マル山    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 善宝寺裏   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 善宝寺1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 善宝寺2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢前1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢前1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢前2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢前3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢前4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大山1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大山2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 城山2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 城山3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 古峰山  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三十刈山 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 峠ノ山  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第1009号

次の開発行為は、完了した。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年8月18日 指令村総建第193号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町北二丁目5852番38、7番5
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市中央一丁目8番18号  
株式会社小田島不動産

#### 山形県告示第1010号

次の開発行為は、完了した。

平成26年12月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年3月26日 指令置総建第74号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第一工区  
西置賜郡飯豊町大字萩生字本清水677番の一部、3708番の2の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西置賜郡飯豊町大字椿2,888番地  
飯豊町長 後藤 幸平

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月5日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

- |   |         |                         |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館      |
| 2 | 指定する団体  | 東置賜郡高島町大字高島436番地<br>高島町 |
| 3 | 指定の期間   | 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員長から平成26年9月12日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成26年12月5日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄

山形県監査委員 児 玉 太

山形県監査委員 会 田 稔 夫

山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関  | 指 摘 事 項                               | 措 置 の 内 容                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管財課     | 契約の締結が適切でないものがある。                     | 契約事務の執行に当たっては、関係法令を遵守するとともに、複数職員による事務の確認を徹底するよう改善しました。                                                                  |
| 危機管理課   | 契約の締結が適切でないものがある。                     | 契約事務の執行に当たっては、関係法令を遵守するとともに、複数職員による事務の確認を徹底するよう改善しました。                                                                  |
| 子育て支援課  | 前年度の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。 | 補助金等の交付事務に当たっては、部局においてチェックシートを作成し、複数職員による定期的な確認体制を整えました。また、課内共有ネットワークにおいてチェックシートを管理することにより、常時、複数職員により執行状況を確認するよう改善しました。 |
| スポーツ保健課 | 契約の締結が適切でないものがある。                     | 契約事務を行う際には、県財務規則及び建設工事請負約款に基づいて十分に確認するとともに、契約保証金免除の取扱について、今後は適切な事務の執行に努める。                                              |

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤    | 正    |
|-------------|------------|-----|----|------|------|
| 平成23. 3. 25 | 第2230号     | 260 | 24 | ヤコブ沢 | コヤブ沢 |
| 平成23. 3. 25 | 第2230号     | 271 | 10 | ヤコブ沢 | コヤブ沢 |

平成26年12月5日印刷  
平成26年12月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056